

参考様式6（第7条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	管渠建設費について	管渠建設費の実績値として、過去10か年実績の平均値を用いていますが、消費税率の異なる税込価格が混在した状態で平均値を求めても意味がありません。消費税率の違いが影響しない方法で求めた値を採用してください。	本構想の管渠建設費には、異なる消費税率が混在しておりますが、経済比較時は建設費を耐用年数で割って年当たり費用としておりますので、消費税分は判定結果に大きな影響を与えるものではないと考えられます。
2	既に合併浄化槽が設置された家屋の扱いについて	集合処理と個別処理の経済性比較において、全戸に合併浄化槽を新設するという条件で個別処理事業費が算出されていますが、実情に即していません。個別処理事業費を算出する際、既に浄化槽が設置されている家屋を含む場合は、既整備済みとして建設費をゼロにするか、又は耐用年数を考慮した建設費としてください。	経済性比較は、集合処理と個別処理の建設事業費と、それぞれの施設の耐用年数を踏まえた使用期間を考慮して比較します。そのため、比較は短期的な事業費ではなく、改築更新等も含めた長期的な事業費が必要になり、それぞれの全体建設費を耐用年数で割って、年当たり建設費を算出し、それに年当たり維持管理費を加えて比較しますので、本構想の個別処理事業費の算出は、妥当と考えます。
3	事業の実情に即した経済性比較	集合処理と個別処理の経済性比較において、個別処理事業費の浄化槽建設費を1基当たり99.1万円としていますが、本町では家庭用浄化槽を町が設置する事業はしていません。本町の浄化槽にかかわる事業は、	集合処理と個別処理の経済性比較は、それぞれの費用を比較するもので、町の負担分だけの比較ではありません。集合処理の建設費は、国費や起債等も含めた総額で、個別処理の建設費も浄化槽の設置に必要な総

		<p>一定の条件を満たす場合に限り助成をしているだけですから、基本構想案で算出している個別処理事業費は実情に即していません。本町の実情に即した経済性比較をしてください。</p>	<p>額であり、実情に即していると考えます。</p>
4	住民の意向把握	<p>パブリックコメントが実施されましたが、同時に公表された資料では該当する世帯までは分かりません。計画を実行する前に、該当する地域の住民の意向を確認する必要があります。</p>	<p>計画の変更時や、工事实施前に住民説明会を行います。区域の詳細については、下水道課に問合せ願います。</p>